

秋田県衛生科学研究所報

第 8 輯

昭和38年度

REPORT
OF THE
AKITA INSTITUTE OF PUBLIC HEALTH
(8)



No. 8
1964

秋田県衛生科学研究所
秋田市古川堀反町20
20 FURUKAWAHORIBATA-MACHI,
AKITA-SHI, AKITA PREF., JAPAN.

秋田県衛生科学研究所の沿革

(卷頭の辞に代えて)

所長 児玉栄一郎

一国の文化発展は因るところなくして忽焉と起るものではない。例えば古事記におけるあしかびのようなものが湧きあがり、凝結を準備している際に触媒体が現われると初めて形を整え光彩を添え燦然陸離たる文化の結晶が誕生するのではないかと思う。

佐竹義宣（佐竹家第21世）が慶長7年常州より秋田に遷封された当時の医学は、あったとしてもそれは恐らく漢法医学であったと思われる。第28世佐竹義教の治世となって義教は名教に心を注ぎ、興産に意を用い、賢を尚び、才能を擧用したのであるが、そのあらわれとして明和2年（1771年）4月、医師の中山宗専（号青義）を擢んでて儒者としたり、平賀源内を聘して採鉱の改善を図ったり、また源内の洋画の道を角館の土小田野直武に伝えさせたり、また天明3年（1783年）には京都の儒者村瀬之熙（榜亭）の学才を慕ってこれを召致したことなどであったが、しかし当時は輩出した人材をして職足を伸ばさせ、その才能を發揮せしめることができなかった。しかし内藤省軒（蘭漢）などは当時の名医であったのである。

天明5年義教薨去とともに佐竹義和（第29世）が遺封を襲ったが、村瀬之熙を師となし、また山本信有（北山）に孝経を講ぜしめ、また中山盛履を用いた。大窪天民を秋田へ聘したのもこの時代である。すなわち義和の世となって父祖の時代に培われた文化はようやく花を開き始めたのである。

寛政元年（1789年）7月7日文教の源泉たる学校の建設のことが発表され、8月村瀬榜亭に学校創立の用務を命じた。場所は東根小屋町の御廻取り殿跡と、隣家の宇留野源蔵と信太基九郎屋敷（女子師範学校跡の敷地）を併せたところであった。そして同年9月15日には上棟式を行い、翌年2月3月31日には落成し、見分済みとなった。

寛政4年3月14日学校において講義始があり、中山文右エ門（青義）をして大学を講ぜしめ、7月の講義には出席者が332人もあったという。翌5年6月には幕府の儒者山本信有（北山）を招き、また医師の子弟や町医の次三男に対しては学校の講義日には特に出席聽講を許可したという。なお同年8月には学校を「明道館」としたが、後文化8年（1821年）には「明徳館」と改めた。

寛政5年8月27日初めて积奠および養老式を執行したが、義和はこれに「万世師表」の4字を自書した扁額を掲げたが、後「仰之弥高」の4字に改めたという。

寛政6年6月には学館の制度を拡張し、藩内要地に書院教授を設ける制度が定められたが、その要地とは上三郡では湯沢、院内、横手、下三郡では桧山（能代）、大館、十二所、その他刈和野、角間川などで、それぞれ名称を附し、また支配が置かれた。

さて学館内の機構として、館内に総裁1名、祭酒1名、文学1名、助教1名、詰役支配1名、詰役支配見習1名または2名、教授6名、教授並6名、目附6名、受払役助力無定員、詰役15名、詰役並18名、書記12名、勤学無数がおかれた。また館内には寄宿舎の設備があって、儒学を学ぶ学生の宿舎を南舎といい、医学生の宿舎を北舎といったが、医学生の寄宿は12人に限られた。

この学館内の医学館はまた養寿局とも呼ばれた。佐竹義和公は医学の発達を図らんがため、奨励の法を講じたり、また統一の制を定めようとして諸種の法規を発布した。すなわち寛政6年には藩中の医師一統に対して医師の江戸及び京都留学、その年限、給与など医員養成に関する申渡しをなし、同12年（1800年）医学頭設定及び医事に関することは医学館の支配に移したし、また医師の名籍、科目、年令の届出方、また新たに医業を開くもの、在々各村の医師であって留学しようとするもの、医家の子弟で初めて病者を取扱うものは共に医学館の試験を経なければならないこととした。また町、在（村）とも医師の中で年番を設定し、その地方の医事を取りまとめて医学館へ報告すべき覚書条目が発令された。いわばこの医学館は医学校に医事行政を兼ねた形式のものであったと思われる。

養寿局ではもちろん医師の養成ならびに医術の向上を計ったのみならず、薬園を造り、製薬所を設けて採薬法を制定するなど、製薬についても大いに奨励した。つい最近まで名を留めた鳥犀園、蘇香園、奇應丸、黒丸子、混元丹などは当時の名残であろう。また壳薬保護の覚書も発せられ、吟味役も申附けられ、もぐり壳薬を取締った模様である。

さて寛政8年（1796年）学館内に医学館（養寿局）が設置されたのであるが、当時の医家の子弟で医学館に出席し、家業に資益しようとするものがあれば皆これを許可したし、また士族の二、三男、あるいは士族以外の農家、商家の子

弟でも吟味の上就学許可を与えたが、廢疾者、不具者などは特別有利に取扱われたようである。そして通学のできないような遠隔地出身者には上記のような寄宿舎を用意したのである。

研修すべき医学の内容は専ら漢法であって、テキストとして傷寒論、素問、靈枢、難經、金匱十四經、產論、外科正宗があり、これらによって内科、外科、金匱、眼科、産科などを修めた。日々の授業は医学館の広間で行われたのであるが、学生に交って町医や在医（郡部の医師）も出席し、互いに切磋琢磨し、また毎日会頭一、二名ずつ出席しては質問を受けてこれに解答を与えた。その他毎年二度医学頭の講釈があって、佐竹藩内で医事に關係ある者の出席聽講を許した。その他現在の医学会の分科会に類した集会もあって、例えば内科医療会、外科医療会などを初め、産科、針科、本草科などにも各々医療会という集会があった。そして医療会には各科の会頭から医療（問題）を提出しては学生に処方させたり、詰問疑難して、これに対する弁明（解答）を求めたりなどした。

しかし一と通り学を修め、試験に合格した後でも直ちに施治（患者に対する治療を許さないで、両三年実地に修業し、功績すぐれたものに限って師家の証書を参考に符驗（医師免許証のようなもの）を交付し、患者の診療を許可したのであるが、そのときには脇差一刀を帯び、そして羽織を着ることを許可したのである。

さて医学館における試験には本科、外科、歯科、眼科、針科、産科と金匱科とがあって、おのおの専門とすることを希望する学課によって2課目乃至4課目の試験があり、これに医療1ないし3条、また針科などには要穴10カ所とか、産科ならば手術10技などという試験があった。その他出国試験といって、藩内治療試験に合格した後他国に出て医業を行うとする医者に対する特殊な試験があって、これには素問、金匱、難經、靈枢、十四經など、治療試験になかった科目、技術を基本とする試験が課せられた。

以上のように養寿局における医学はすべて漢法であったのであるが、これが明治4年まで続いた。洋法とか蘭法という泰西の医学が佐竹藩まで浸潤しなかった訳ではないが、慣れ親まないばかりか排斥を受けた。安政の頃函館の人篠木静斎が西洋医学を研究し、久保田（現秋田市）で開業し、初めて水服を処方し、服用方大いに努めたが、治を乞う人がなく、数年ならずして離脱した。また秋田の医家でも江戸、長崎に留学して修業し、蘭方を用いたが一般大衆はこれを歓迎せず、従って新薬を用いる術もなかった。しかし蘭法の真価が認められて研鑽のため派遣された人に稻見昇機がある。また人痘が禁ぜられて牛痘に変更されたのが安政3年（1856年）のことであるから、必ずしも盲目的ではなかったのである。

養寿局は明治維新から同4年まで、すなわち廢藩置県に到るまで続いたのであるが、医師試験はその当時試験の成績によって上等医、比上等医、中等医と格付けされ、下等医は不合格を意味した。この長期続いた養寿局も廢藩置県と共に廃止された。

明治5年5月となって県は（秋田市）下中城町（旧渋江内膳邸跡、現県立図書館、県民会館敷地）に官立の医院病院を建設して、当時文部省十等出仕医官平毅一、同多田政徳の兩人は洋医学奨励のため本県へ派遣せられ、医院病院で一般の診療の傍ら、医学生の教養に当ったが、しかし一般住民は洋法に馴染まず、半年足らずの間に閉院を余儀なくされ、9月にひとまず廃止した。

ついで明治5年11月多田政徳を長とする会社病院が秋田町（現秋田市）字長野町旧角館邸跡（旧自治会館附近、旧聯隊正門附近）に開院した。しかし町民の洋法による治を乞うものが少く、渡辺綱徳らが一意専心私財を抛って維持につとめたが振わず、同7年1月遂に廃止ということになった。

ついで明治8年1月18日、県は文部省の認可を得て県立乙種医学校の設置とともに病院新築の必要を認めて現日赤病院の地をトして、医学校の学舎、病院や寄宿舎を新築し、そしてこの年柳元永も来任した。医学校は予科と本科とに分かれ、理学、化学、数学などは予科で、そして解剖、生理、薬物、内科、外科、眼科、産科などは本科で教授したのであるが、当時なお一般の風潮として洋方の長所が認められず、専ら漢法に依る陋習が浸透していたので、県は告諭を発するという始末であった。そして在來の医師540名をわけて順次序下に召集し、太平学校で試験を行った。

ともかく同年12月には医学校の規則に変更があって、県立秋田病院と改称し、院中に医学局を置いて引き続き医学生を教授することとなった。しかしながら教則が不完全で、医学に向上的ないなど憂慮されて明治15年吉田貞準を院長に招き、従来の乙種医学校の程度を甲種に進めるべく、16年8月開校となった。本校の教規は15年発布医学校通則第三条上款の趣旨に遵って組織されたもので、学科を分けて本科と予科とし、本科は修学4年で8八期となし、予科は1年で2期とした。而して本科では第5期生より臨床講義を行い、教材には秋田病院の患者を当てた。また調剤学はドイツ薬局方によった。教員総数は9名で、学生総数が明治16年当時93名、そのうち本科生が53名、予科生が40名であったというから洋法が次第に理解され、隆運の機にあったものらしい。ところが中央政府が地方財務の薄弱なことを憂慮し、県費

をもって医学校や病院などを経営することは過當に似た事業であるとされたため明治20年遂に医学校、県立秋田病院は勿論、開所または開校間もない産婆伝習所も県立獸医学校も全部廃止されることとなった。

次に医事行政または衛生行政の機構について少しく述べてみると、明治8年5月、県庁庶務課の中にあった学務掛が廃止されて新たに学務課を置くこととし、この課の中に医務掛が置かれた。同年11月府県職制の改訂に従って学務課を第五課と改称したが、衛生掛は第五課の中にはあって衛生事務を管理し、衛生事項を施設する端緒を開いて行った。

明治11年には衛生課が新設され、職務を医務、司薬、諸務の3掛に分けた。しかしその翌12年には内務省達府県衛生課事務条項に準じて課中に医事、司薬、保健、報告、諸務の5掛を置くこととなった。そして明治13年4月には衛生課が県立病院内へ移ったが、翌年14年6月にはまた本庁内へ移転した。

明治21年4月（前年には県立甲種医学校並びに県立秋田病院が廃止された）となって衛生課も廃止され、同課のうち學術に属する医師、産婆、鍼灸、予防、衛生法など管理行政的な事務は再び学務課へ、汚物掃除、種痘、検疫など現業的な事務は警察部の保安課へ併合されることになった。

それから10年後の明治31年7月には衛生の1課が警察部内に復活することとなった。けだしこれは前年以降奸商が統出し、化学芸で不良な混成酒を造ったり、市販飲食品には溢りに大量の防腐剤を使用したり、また有毒色素、有害金属を使ってひたすら世俗の嗜好に迎合した各種の清涼飲料水を製造したりしたので、これが取締のため同35年牛島町に衛生試験所を設置して、公衆の需めに応じて医化学的検査と同時に細菌学的検査を兼ねて行うようになった。これが現在の衛生科学研究所の前身と見ることができると思う。この衛生試験所においては乳牛や乳汁の検査、畜牛の結核検査、屠畜検査を行う一方、肺結核、トラホーム、癲病に対して策を講じたり、花柳病予防のことから一般衛生指導の上からでも必要であることから警察医をおき、また娼妓や密売淫の性病治療病院を設置するなど着々と衛生行政の発展をみるに至った。

さて医学的分野における試験と検査、調査や研究というものは技術と併せて単に診療上ばかりでなく、疫学や予防医学や、また行政の上でも必要欠くべからざるものとなって來た。実際問題としてこれらを閑却しては健康にして明るい社会をつくり得ないのである。

ここで一応過去を振り返ってみると、明治12年1月にはすでに氷雪の衛生学的試験が当時の秋田病院で行われた。同じく14年6月衛生課が県立病院から本庁内へ移転したとき衛生検査に関する事を主管したと書かれてあるが、実際に試験検査を行ったものではないようである。

明治15年には有害色素のみならず食品と関係のある器具、量器などに対する取締規則が発布されたし、また同年県立甲種医学校内では各種分析試験が行われて衛生行政に大いに貢献したとあるから、衛生検査は専ら同校で行われたのではないかと思われる。医学校閉鎖の後、すなわち明治22年からは県庁内の一室を区画して衛生に関する分析試験を行ったというが、満足すべきものではなかったことが推定される。

世情の発展、社会の進歩と共に衛生に関する事業も拡大し、法令規則も次第に整えられて来、従って医事衛生に必要な分析試験や検査項目も増加し、方法手技などもいよいよ繁雑となって來たので、31年内務大臣訓令の趣旨に基いて県は元牛島警察分署に修理を加えて、35年7月には衛生試験所として発足したのである。

当時この衛生試験所は細菌検査と理化学検査との二部に分かれている。細菌室で取扱った検査を挙げると、喀痰の結核菌、肺炎菌、発泡液のウイダール反応、尿中の糖分、蛋白質、尿中のチフス菌、結核菌、球菌、上皮細胞、糞便中のチフス菌、赤痢菌、コレラ菌、十二指腸虫卵、条虫卵、回虫卵、チストマ卵、鞭虫卵などで、また鳴鼠ではペスト菌、鼠チフス菌などの検査であった。その他子宮組織の癌腫細胞、咽頭粘液のインフルエンザ菌、飲料水中の細菌など、なおその他赤痢予防液や腸窒扶斯予防液の製造なども行われたようである。

また理化学室では飲食物用器具、有害性着色料、清涼飲料水とその原水、飲料水の適否、製氷原水と製氷、缶詰類、牛乳、甘味質、酒類防腐剤、薬品分析、歯磨粉分析、鉱泉及び鉱石の分析、体温器検定、壳薬及び壳薬部外品、楂餅、牛乳中の砒素、吐物中の砒素、茶品上視、歯肉などの諸検査であった。温泉分析は当初内務省の衛生試験所に依頼したが、後には製練薬品と共に秋田病院の司薬場で行われ、また牛島の衛生試験所においても行われた。

以上のように衛生試験所は一応の形態を整えたが、また大衆の要望に応えたものの如く、しかし職員は少く、明治38年などでは僅か3名で年間1,231件の検体を処理した程である。

衛生試験所は明治末期（年月不詳）牛島町から現在衛生研究所のある秋田市土手長町中丁1番地へ衛生課が本庁へ移転後引越して來たのであるが、内部機構には著変なく、衛生課技術官がそれぞれ業務を兼ねて試験検査に従事したのであるが、大正を経て昭和の12年頃までには職員が7名程度に増員された。

昭和12年に支那事変、更に16年太平洋戦争が勃発し、戦況重大となるにつれて職員の応召も増し、加うるに資材試薬などの補給が困難となり、従って業務の運営が没落し、遂には諸検査並びに試験が事実上遂行不能な状態となって昭和20年8月15日の終戦を迎えた。

終戦間もなく連合軍の進駐となり、連合軍総司令部の日本占領政策によって、衛生行政の場合は科学的裏付けと、実施のための合理的な諸施設の整備と人員の配置とを強く要望されるに至って、衛生課の所属が警察部から内政部へ、教育民生部へ、更に民生部へと3転したが、昭和23年1月県庁の機構改革によって衛生部が誕生するや衛生試験所はこれに所属することとなった。

ここに一言加筆しなければならないことは秋田県立女子医学専門学校の誕生と廃止ということである。本校の目的は女医を育成することであるが、その動機は恐らく戦時中は病院勤務開業を問わず応召する医師が多く、従って市部郡部ともに医療に不便を来たしたためかと思われる。女子専門学校の設置は終戦直前の昭和20年4月で、所在は秋田市樅山の一画、現在の南中学附近で、附属病院は二つに分れ、第一病院は学舎向いの私立小泉病院を買収設置したものであり、第二病院は同じく市内堀反町に設置された。しかし開校2年後の22年春学舎は火を失して鳥有に帰した。この火災を機会に県立女子医学専門学校は廃止された。附属病院はそのまま存続し、秋田県立中央病院となり、発展したが、秋田県としては三度目の医学教育機関をいともあっさり失ってしまったのである。

さて昭和23年1月県庁に衛生部（部長鈴木敏雄）が誕生すると共に衛生試験所もこれに所属することとなったが、当時の衛生試験所の機構は国内物資欠乏の影響を免れ難く、また人員も満足すべきものではなかった。

当時同試験所の細菌室の業務は部内公衆衛生課に属し、次に部内に予防課が設置されるや、またこれに属すこととなった。また一方理化室の業務は当初衛生部薬務課の衛生化学試験係によって運営されていたが、後には専任職員を置き次第に独立する気運が醸されて来た。その後も業務の範囲も次第に拡張されて検査試験件数も増加し、所内狭隘を告ぐるに至って旧衛生課の建物全部を使用することとなった。すなわち培地作製室を設け、細菌汚染から護るため職員の控室を別にし、また危険薬品貯蔵のため薬品地下倉庫を新設した。また同年春には2坪の冷蔵室（各種細菌の株保存用）を、また秋には試験用動物室を増築した。あたかも23年には地方庁の衛生関係試験検査機関を統合して地方衛生研究所を設置するよう厚生省次官通牒が發せられ、衛生行政遂行上必要な科学的諸資料を供給すべく早期実現を要望された。しかし諸種事情から直ちに実現することは困難であったが、業務増加とともに係員は当初の8名から25年には14名（細菌係9名、化学試験係5名）に増員され、遂に昭和28年1月24日、秋田県規則第4号をもって従来の衛生試験所は「秋田県衛生研究所」と改められて発足することとなった。そしてこの新生衛生研究所は衛生部公衆衛生課の所管であったため当時の課長斎藤精一郎が所長を兼任していたが、翌29年6月には秋田県立第三病院から児玉栄一郎が初代専任所長として発令された。

昭和29年当時衛生研究所の職員数は合計10名（細菌検査係8名、化学試験係2名）であったが、同年8月化学試験係1名が増員となり、またその時まで置かれなかった庶務係として10月1名、12月1名計2名が増員されたので、衛生研究所としての形態が次第に整えられた。その後試験検査研究にわたる内容も次第に充実して行き、昭和30年には「秋田県衛生研究所報」を発行して、年間の業務業績のみならず、研究成果をも併せて県へ報告ができるようになった。

業務内容として時代を反映するものは、ビキニ環礁原爆実験後の放射能測定であり、ボツリヌス菌の県内土壤分布に関する調査研究であり、科学技術庁並びに厚生省委託による河川水質調査および放射能調査などである。

更に昭和37年よりは成人病の調査研究に着手ということとなった。成人病と称するは、成人期以後の年令層に多発する疾病を指しているのであるが、しかし此処にいう成人病とは主として脳卒中、高血圧、癌疾患、壮年以後のいわゆる動脈硬化性心筋変性などで、このうち高血圧症、脳卒中などは日本はおろか世界でも最高に位する疾病である関係上その原因を追求し、年間3,000名を越す死亡を最低に導くことが義務であろうと思われる。ただしこの疾病的大部分は原因不明で、従って本態性高血圧症とも呼ばれ、これが根底となって脳卒中が多発する故その原因解明ということは大なる目標であるばかりでなく、衣食住のあらゆる面について検討することが要求されている。

ついに昭和39年4月1日付号外第5号をもって秋田県行政組織規則に一部改正があり、従来の衛生研究所は衛生科学研究所と改められ、また内容機構にも改変があり、庶務は総務課となり、細菌検査室、化学試験検査室はそれぞれ細菌病理科、理化学検査科となり、また成人病科、母子衛生科、食品栄養科、環境衛生科が新設され、またそれぞれ課長、科長が発令された。

以上を以て秋田県衛生科学研究所の形態は一応整備された訳であるが、内容の充実については使命を自覚した各自の勇往邁進する努力と忍耐に俟つものと思われる。

（昭和39年6月記）